

出席停止扱いの伝染病について

学校保健安全法により伝染病に児童・生徒がかかった場合、本人の休養と他人への蔓延、流行を防ぐために出席停止（欠席扱いしない）の措置をとることになっています。万一、伝染病と医師から診断された場合は、下記の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり休養させて下さい。治癒後、「診断書」または「治癒証明書」を医師に必要事項を記入していただき、学級担任まで提出して下さい。

記

1 学校において予防すべき伝染病の種類と出席停止期間の基準

	伝染病の種類	出席停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ （病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る） 急性灰白髄炎 ジフテリア	治癒するまで	
	第二種	インフルエンザ インフルエンザ（H1N1）2009 （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退後、2日を経過するまで
		結核	症状により学校医その他の医師が伝染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が伝染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフスおよびパラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	症状により学校医その他の医師が伝染の恐れがないと認めるまで	

治癒証明書

主治医 殿

お手数ですが、ご記入をお願いいたします。

愛知産業大学三河高等学校

G・E・C科 ____年 ____組 ____番

氏 名 _____

出席停止の理由
(診断名) _____

出席停止期間

平成 ____年 ____月 ____日～平成 ____年 ____月 ____日

上記の通り、証明いたします。

平成 ____年 ____月 ____日

医療機関
及
医師氏名

印

【注意】

- ・ 「治癒証明書」または「診断書」に出席停止期間が記入されていることを確認して下さい。
- ・ 治癒証明書が必要な場合は保健室にあります。また、本校HPからもダウンロードできます。
- ・ 診断書となりますので、文書料がかかることがあります。